

知って得する!
知らなさを損する!

損をしないための税務豆知識

◆シリーズ第3回◆

逡増定期保険の税務上の 取扱いの改正案について



昨年末、国税庁は「法人が支払う長期平準定期保険等の保険料の取扱いについて」の一部改正案の概要を公表しました。

現行では、保険期間満了時の年齢が60歳以下である保険に対する取扱いは特に設けられていません。そのため、支払保険料を全額損金に計上しながら大きな解約返戻金を期待できる逡増定期保険は、企業の節税策として利用する経営者も多かったようです。しかし、この度の改正案では、保険期間満了時の年齢が45歳を超える場合には、保険期間前半の6割相当の期間、支払保険料の2分の1から4分の3の金額を資産計上しなければならないとされています。

この改正案が適用された場合、逡増定期保険の保険期間満了時の年齢が45歳を下回るケースは稀であることから、今後販売される逡増定期保険の支払保険料は、一定金額を資産計上することが原則となり、節税効果がかなり薄れることになると考えられます。

《逡増定期保険の支払保険料の前払期間、資産計上額》

区分		前払期間	資産計上額
現行	改正案		
保険期間満了時の年齢 > 60歳 加入時年齢 + (保険期間 × 2) > 90 又は に該当するものを除く	保険期間満了時の年齢 > 45歳 全ての保険 又は に該当するものを除く	保険期間 開始の時 から6割 の期間	支払保険料の 1/2
保険期間満了時の年齢 > 70歳 加入時年齢 + (保険期間 × 2) > 105 に該当するものを除く	保険期間満了時の年齢 > 70歳 加入時年齢 + (保険期間 × 2) > 95 に該当するものを除く		支払保険料の 2/3
保険期間満了時の年齢 > 80歳 加入時年齢 + (保険期間 × 2) > 120	保険期間満了時の年齢 > 80歳 加入時年齢 + (保険期間 × 2) > 120 (改正なし)		支払保険料の 3/4

上記は現時点で公表されている改正案であり、正式に決定された内容ではありません。 その他ご不明な点、ご質問等ございましたら、顧問税理士にご相談ください。



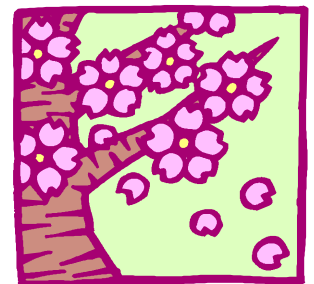
過去の成果で未来を生きることができない。人は一生何かを生み出し続けなければならない。

【カール・ハベル】

STEP

Vol.41

行本会計事務所通信



《発行元》
 行本会計事務所 事業開発部
 TEL : 0835-27-2700
 FAX : 0835-22-1166
 《発行日》
 平成 20 年 3 月 1 日



5分で読める 行本コラム

～バブル経済の旨みを忘れられない経営者～

バブル経済が旺盛だったころ、その異常さに気付いた人はほとんどいませんでした。あれが、当たり前のことでした。日経平均が4万円に近づいていたころ、これが10万円になると言う、多くの経済アナリストがいたことを思い出します。

冷静に見て、やはりあのバブル経済は異常だったのです。極端な言い方をすると、だれが経営しても同じ結果が出ていたと思うのです。逆の言い方をすると、必然的な経済成長のサイクルの中にいたのです。そのような、経済環境の中では大した努力もしないで、

一定の成果を得ることができません。そこに、必要な要素は決断力だけだと言っても、過言ではないでしょう。そこで、一部の多少の才覚のある経営者はストック（不動産や株など）の投資に走りました。そして、莫大な利益を得ました。

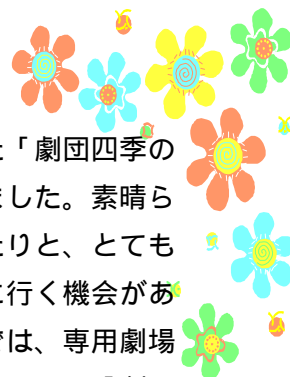
当時の経営者の企業努力を軽く見る気はありませんが、明らかに企業努力以上の成果があったように思います。自分の努力以上の成果が現実にも生まれますと、そのうち、それが当たり前のことになります。つまりは、5の努力で常に10の成果が生まれると、5の努力で10の成果を求める期待感がでます。これは、怖いことです。このように、怖い慣性が自然と身についてきたのです。

ところが、あれが異常だと理解できても、その旨みは忘れられません。その郷愁に囚われたままの経営者が、意識していると否に関わらず、まだ数多くいるのです。そして、そのような経営者は、ぬるま湯の中の、蛙のように一定の時間をかけて頓死していくのです。今は、10の努力で5の成果しか出ない時代になりました。そのことに、早く気付かないと、企業の再生はできません。



職員コラム Vol.15 『劇団四季』 高倉 好恵 (防府支店)

皆さんは、ミュージカルというとどんなイメージでしょうか？私は、最初「台詞が歌で物語がわかるのかな？」と思っていました。でも友達に誘われて見た「劇団四季のクレイジー・フォー・ユー」に感動し、それからすっかりファンになってしまいました。素晴らしい歌声とダンス。そして、物語の展開も私の心配も関係なく、笑ったり感動したりと、とても満足のいくものでした。これがきっかけで、他の劇団の演劇やミュージカルも見に行く機会がありました。やはり「劇団四季」の迫力に勝るものはないと思っています。最近では、専用劇場や地方公演も増え、1年中全国で「劇団四季」が上演されているので、旅行計画とともに「劇団四季」を見に行っています。上演作品全制覇まで、私の旅はまだまだ続きそうです。



ちょっと一言

現在、福岡のキャナルシティで『ライオンキング』が開催中です。（1月～5月まで開催予定）山口県柳井市出身の藤川和彦さんが「ティモン」役で出演中です!!子供から大人まで楽しめますので、興味がある方はぜひ足を運んでみてください。（出演者は、当日変更もあります。）



企業再生DVD 第2巻完成

～ これまで来た道。これから行く道 ～

昨年末、企業再生をテーマにしたDVD（企業再生の必要性が差し迫った会社向けに問題提起をした『放っておくと大変なことになりますよ（74分）』）を発売しましたが、このたび、第2弾として、『これまで来た道。これから行く道。（58分）』が完成しました。（各巻とも定価1,000円）今回の第2巻は企業再生に取り組む会社がこれまで歩いて来た過程とそれに対応するこれからの展開を解りやすく説明しています。企業再生は破綻の可能性のある企業を、文字通り再生する業務です。企業が破綻するかどうかは、本来当事者にはわかりにくいものです。また、企業再生の必要性についても、企業、金融機関、取引先、社員などの当事者同士で温度差が生じてきます。このDVDではこの問題意識の温度差を少なくするため、その度合いを数値化し、基準を示しているのが特徴となっています。

資金繰りはあるときは改善し、あるときは悪化する、というサイクルをたどります。しかも、当事者にはこの傾向は見えにくいのが現実です。したがって、客観的な見方が必要となります。そのとき、必ずしも金融機関の視点が納得いくとは限りません。つまり、経営者は自社の現状がどのようなものであるかを、自分の知識で知りたいのです。当社では、すでに数多くの企業再生を手がけてきました。これらのDVDは、実際に経験したことを踏まえて作成しているため、会社経営に役立つヒントがたくさんあると思います。資金繰りの悪化を実感し始めた経営者の方はぜひDVDをご覧になってください。まずは、『企業再生・自己診断』でチェックしてみたいはかがですか？

（問合せ先：行本会計事務所防府支店 電話 0835-27-2010 Email yukumoto-hofu@quartz.ocn.ne.jp）

ぜひ計算してみてください！自分の会社の金融機関評価が見えてきます。

A(要企業再生比率) = B(年間の約定返済額) ÷ C(年間のキャッシュフロー額)

B 直近の貸借対照表での、向こう1年間に金融機関に返済しなければならないものの合計額

C 直近の損益計算書での年間のキャッシュフロー総額(利益+減価償却費)

指数	評価	金融機関の考え方		
Aが1以下	超優良	できるだけ融資したい企業	😊	危険度なし
Aが2以下	優良	融資してもリスクが少ない企業 金の成る木	😊	危険度ほぼなし
Aが2超4以下	注意	少し、注意して融資する企業	😐	若干の危険度あり
Aが4超5以下	監視	折り返し資金も出さない企業	😐	かなり危険度あり
Aが5超	破綻覚悟	破綻覚悟で資金回収する企業	😞	超危険度あり

指数が高いほど企業再生が困難。この指数は4を超えると要企業再生である。

企業再生・自己診断



売上アップ勉強会 受講受付開始!!

ユクモト増販情報センターでは今年も4月から「売上アップ勉強会」を開催いたします。

4月から9月まで、毎月1回の全6回のコースで売上増、お客様増をめざす皆様方にご参加いただき、自社の増販、増客について考えていただきます。講義を一方的に聞くだけでなく、自社のことを思い描いて、実際にワークをして頂く時間をタップリとあります。満足度の高い2時間となること間違いなしです。

「じっくり、先の事を考えなければならないことはわかってはいるけど忙しくてそんな時間がない」という人こそ、この勉強会に参加して、この2時間だけはしっかり、じっくりとそして、頭を柔らかくして先々のことを考えてください。

勉強会の詳しい内容は別紙の勉強会の案内をご覧ください。

税務カレンダー

平成19年分 所得税の確定申告書の提出期限は

平成20年 **3月17日(月)** です。

平成19年分 個人事業者の消費税の確定申告の申告期限は

平成20年 **3月31日(月)** です。

【3月】

- ・1月決算法人の確定申告
申告期限：3月31日
- ・7月決算法人の中間申告
申告期限：3月31日
- ・消費税の年額が400万円超の
4月、7月、10月決算法人の
3月ごとの中間申告
申告期限：3月31日
-
- ・2月分源泉所得税・住民税特
別徴収税額の納付
納期限：3月10日

【4月】

- ・2月決算法人の確定申告
申告期限：4月30日
- ・8月決算法人の中間申告
申告期限：4月30日
- ・消費税の年額が400万円超の
5月、8月、11月決算法人の
3月ごとの中間申告
申告期限：4月30日
-
- ・3月分源泉所得税・住民税の
特別徴収税額の納付
納期限：4月10日

【5月】

- ・3月決算法人の確定申告
申告期限：6月2日
- ・9月決算法人の中間申告
申告期限：6月2日
- ・消費税の年額が400万円超の
6月、9月、12月決算法人の
3月ごとの中間申告
申告期限：6月2日
-
- ・4月分源泉所得税及び住民税
の特別徴収税額の納付
納期限：5月12日

その他の納税に関するご質問やご不明な点がございましたら、最寄の税務署が顧問税理士にご相談ください。

拠点紹介

中国、九州地区5市に拠点を置き活動しています



【山口本部】

山口市矢原642-26
TEL 083-925-1383
FAX 083-925-1349



【広島支店】

広島市中区大手町5-16-1
たかのばしハイツ2F
TEL 082-545-2320
FAX 082-545-2307



【防府支店】

防府市佐波1-13-1
TEL 0835-27-2700
FAX 0835-22-1166



【萩支店】

萩市大字椿2760-6
TEL 0838-24-0086
FAX 0838-24-0087



【福岡支店】

福岡市博多区博多駅東2-18-30
八重洲博多ビル5F
TEL 092-431-6650
FAX 092-431-6621

お名前、ご住所などの情報は、セミナーなどのご案内や弊社事務所通信のお届けなど、当社の営業活動に限り使用させていただきます。今後ご案内等が不要の場合は、大変恐れ入りますが下記に御社名を記入後、右下の欄に✓を入れ、この紙を折り目に沿って半分に切ってFAXでご返信ください。

御社名

FAX : 0835-22-1166 行本会計事務所 防府支店 今後案内等は不要ですので受け取りを拒否します

